

別表1-2

行政処分基準表(加重軽減措置点数)

	加重・軽減項目	加重措置		軽減措置	
		該当事実	点数	該当事実	点数
1	生活環境への影響	重大な又は広範囲の支障を生じるおそれがある。	+20	自主的かつ速やかに支障を除去した。	-20
		特別管理産業廃棄物である。	+10	行政指導に従い速やかに支障を除去した。	-10
2	悪質性	特に悪質 (違法行為を計画的かつ反復継続して実行した場合など)	+20		
		悪質 (違法行為を計画的に実行又は反復継続して実行する意思があった場合など)	+10		
3	周辺住民等に与えた不安等	与えた不安等が大	+20		
4	行為後の情状	反省・悔悟の情が認められない。 (資料の偽造・廃棄等により事案の解明を妨害した場合など)	+20	反省・悔悟の情が認められる。 (自主的に資料を提出し事案の解明に協力した場合など)	-10
5	前歴	過去5年間に行政処分を受けたことがある。	+20		
		過去5年間に3回以上の文書指導を受けている。	+10		
		過去5年間に文書指導を受けている。	+5		
6	その他			特に情状酌量すべき事情がある。	-10~-30